

## 第 24 回 定例農業委員会議事録

令和 4 年 7 月 5 日（火）午後 2 時より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

### 出席委員（19名）

1	河合 稔	8	清水 峰幸	15	高木 正美
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	日比 育緒
3	棚橋 新一	10	國枝 義見	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
6	吉田 和郎	13	山田 敏治		
7	傍島 勝美	14	吉田 幹夫		

### 欠席委員（0名）


### その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

### 議案

議案第 5 2 0 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号による証明願等について

議案第 5 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 5 2 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 2 4 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項  
について

議長

ただいまから、第24回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、1番 河合委員、19番 廣瀬委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第520号、農地法施行規則第29条第1号による証明願等について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第520号、農地法施行規則第29条第1号による証明願等について、説明させていただきます。

農地法施行規則第29条1号による証明願について、1件提案されております。

農業者が、2アール未満の農地をその者の農業施設に供する場合は、農地転用許可の適用除外になっておりますので、証明願という形で申請されたものです。

1番、田、196㎡ので、農業用倉庫でございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第521号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第521号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂きます。

4件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

- 1番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1, 182㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、畑、244㎡で、規模拡大でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、畑、9.91㎡で、規模拡大でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、2, 889㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第522号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第522号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

4件提案されております。

- 1番、使用貸借権によります、畑、2筆合わせて、109㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当

します。

2ページをお願いします。

2番、所有権移転によります、畑、田、4筆合わせて、522㎡で一般個人住宅（倉庫及び庭）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、使用貸借権によります、田、500㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、4m以上の道路に、上下水道が整備され、かつ500m以内に2以上の公益的施設が存在する区域の農地であり、第3種農地と判断します。

4番、使用貸借権によります、田、369㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

小野主査 報告第24号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

報告第24号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、2件申請されています。

1番、田、56㎡で、農業用倉庫でございます。

3ページをお願いします。

2番、田、畑、2筆合わせて、661㎡で、貸駐車場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、21件申請されています。

3番、所有権移転によります、田、1,131㎡で、宅地分譲でございます。

4番、所有権移転によります、畑、642㎡で、土木工事業（事務所・車庫・倉庫）でございます。

5番、所有権移転によります、田、456㎡で、貸駐車場でございます。

6番、所有権移転によります、田、276㎡で、一般個人住宅でございます。

7番、所有権移転によります、田、190㎡で、分譲住宅でございます。

8番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、1,672㎡で、石灰業資材置場でございます。

9番、賃貸借権によります、田、261㎡で、石灰業資材置場でございます。

4ページをお願いします。

10番、所有権移転によります、畑、田、2筆合わせて、994㎡で、宅地分譲でございます。

11番、所有権移転によります、田、895㎡で、分譲住宅でございます。

12番、所有権移転によります、畑、148㎡で、公衆用道路でございます。

13番、所有権移転によります、田、527㎡で、分譲住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、996㎡で、住宅型有料老人ホームでございます。

15番、所有権移転によります、田、783㎡で、宅地分譲でございます。

16番、所有権移転によります、田、980㎡で、共同住宅でございます。

17番、所有権移転によります、宅地（現況：畑）、田、2筆合わせて、98.35㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。

5 ページをお願いします。

18番、所有権移転によります、畑、199㎡で、一般個人住宅でございます。

19番、使用貸借権によります、田、743㎡で、一般個人住宅でございます。

20番、使用貸借権によります、田、765㎡で、一般個人住宅でございます。

21番、所有権移転によります、田、311㎡で、一般個人住宅でございます。

22番、所有権移転によります、田、175㎡で、一般個人住宅でございます。

23番、所有権移転によります、山林（現況：畑）、240㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

6 ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、2件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

24番、田、畑、2筆合わせて、1,438㎡でございます。

25番、田、2筆合わせて、2,548㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、27件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

26番、田、2筆合わせて、666㎡でございます。

27番、畑、452㎡でございます。

28番、畑、3筆合わせて、594㎡でございます。

29番、田、畑、9筆合わせて、8,607㎡でございます。

7ページをお願いします。

30番、田、3筆合わせて、2,718㎡でございます。

31番、田、2筆合わせて、396.48㎡でございます。

32番、田、畑、15筆合わせて、10,254㎡でございます。

33番、田、2筆合わせて、2,078㎡でございます。

34番、田、5筆合わせて、1,061㎡でございます。

8ページをお願いします。

35番、畑、田、17筆合わせて、10,204㎡でございます。

9ページをお願いします。

36番、田、畑、4筆合わせて、1,343㎡でございます。

37番、田、宅地(現況:畑)、9筆合わせて、11,273.65㎡  
でございます。

38番、畑、田、7筆合わせて、3,721㎡でございます。

39番、田、畑、12筆合わせて、8,141㎡でございます。

10ページをお願いします。

40番、畑、田、7筆合わせて、4,934㎡でございます。

41番、田、5筆合わせて、3,251㎡でございます。

42番、田、330㎡でございます。

43番、田、1.79㎡でございます。

44番、畑、田、2筆合わせて、754㎡でございます。

45番、田、301㎡でございます。

46番、畑、田、10筆合わせて、2,882㎡でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

次回の開催日は、8月5日(金)午後2時となっておりますので、よろしく願いいたします。どうもご苦労さまでございました。

午後2時20分閉会



上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和4年7月5日

議長（会長）

河井 豊太郎

議事録署名者

河合 稔

議事録署名者

廣瀬 悦治

